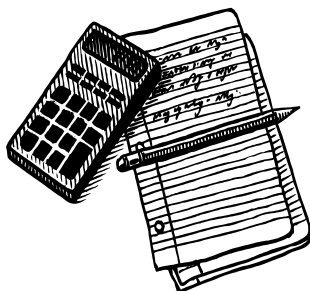


まもなく所得税の確定申告時期です！

今年も平成19年度分の所得税、個人消費税、贈与税の確定申告が2月18日(贈与税は2月1日)からはじまります。

例年のことですが、確定申告される方は早めにご準備ください。また、弊社にて昨年度分の確定申告をご依頼いただいたお客様には、当方から別途ご案内もさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。



確定申告が必要な方

- 事業所得や不動産所得がある方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 土地や建物を売却された方
- 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収をされている方は不要です)
- 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます)
- 贈与により財産を取得した方

確定申告すると税金が還付される方

病院や薬局等で医療費を10万円以上支払われた方(所得が少ない人は、所得の5%以上)は、医療費控除を受ける事ができます

病院や薬局の領収証、電車で病院に行かれた場合は、日付と病院名と交通費を記入したメモ等をご用意ください

災害や盗難によって住宅や家財に損害を受けた場合や、それによってやむをえない支出をした場合は、雑損控除を受けることが出来ます

盗難の場合はその事実が分かる書類(被害届等)、災害にあわけて支払いをした方は領収証をご用意ください

19年度中に自宅を新築、購入または増改築をした方で、19年度中に居住した方が、新築、購入または増改築をするために借入を行った場合は、住宅取得金控除を受けることができます。(2年目からは、年末調整できます)

必要書類・・・建築請負契約書(又は売買契約書)、領収書、借入金の残高証明書(専用書式)

住民票、土地建物の登記簿謄本

最近低利の住宅ローンへの借換が増えていますが、要件に当てはまらないと住宅所得控除を受けられなくなりますのでご注意下さい。

平成19年度の主な改正事項

定率減税の廃止

これにより、住宅取得控除等に関して、住民税における申請が必要なケースがあります。

損害保険料控除が改組され、地震保険料控除とされたこと



CONTENTS

まもなく所得税の
確定申告時期です!・・・P.1
ここは要チェック!節税のポイント
(1)医療費控除の賢い利用法・・・P.2
(2)個人住民税の申告について・・・P.2
再点検!訪問時間のマナー・・・P.4
基礎から学ぶ投資信託
～キャリアと資産運用は両論・・・P.5
マクドナルドに残業代請求
～管理監督者とは・・・P.6
2月度の税務スケジュール・・・P.7
今月の名言録・・・P.8
無料相談会実施中!・・・P.8

ここは要チェック！ 節税のポイント

(1) 医療費控除の賢い利用法

医療費控除は所得税の計算上、本人および本人と生計を一にする家族のために支払った医療費について、その一定額を所得から差し引くことができる制度のことで、具体的には支払った医療費から以下の金額を差し引いた金額(200万円が限度)を所得から差し引くことができるのはご存知のことと思います。



- (1) 10万円(所得金額の合計額が200万円未満の人は所得金額の5%)
(2) 保険金などで補填された金額()
医療(疾病)保険などの保険金(入院給付金など)、健康保険や保険組合からの払戻金(高額療養費、一部負担還元金、家族療養付加金、出産育児一時金など)

この医療費控除のポイントは、本人だけではなく生計を一にする親族も対象になるということです。

生計を一とするとは、一般的には同じ家に住み、生活費が明確に区分されていないケースを言いますが、同居していなくても生活費の送金が常に行われている場合は対象となります。

たとえば、通学のために一人住まいをしている子供、田舎に住んでいる両親などに生活費を送金している場合は、支払った医療費を合算して所得から控除できるわけです。

ところで、生計を一にする親族のうち複数の人に所得のあるケースは少なくありません。夫婦共働き家庭の場合はもちろん、田舎のご両親に年金所得があるかもしれませんし、子供が結構なアルバイト収入を得ている場合もあります。このような場合、個々の支払った医療費を別々に控除することも可能ですが、そうすると医療費から差し引かれる10万円も個々にかかってきますので得策ではありません。親族全員分の医療費控除を誰か一人がまとめて受ける方が有利なのです。そして、この場合には所得金額が一番多い人がまとめて医療費控除を受けるのが、一般的にもっとも節税効果が高くなる方法になります。

所得税は所得金額が多い人ほど所得税率が高くなる累進課税方式をとっています。従って、医療費控除によって所得金額が減少した場合の節税効果(概算的には控除額×所得税率)も、所得金額が多い人ほど大きくなるわけです。

さらに運がよければ、所得金額が下がることで所得税率自体が一段階低くなるケースも考えられますし、所得金額が下がれば翌年6月以降の住民税額も下がります。

ただし、医療費控除は支払う(支払った)税額が安くなるという制度ですから、他に控除や特別控除等があって税額自体が発生しない場合は申告しても効果はありませんし、支払う(支払った)税額が節税の限度額になります。

なお、医療費控除を受けるためには、支払った医療費の明細が分かるもの(領収書やレシート)が必要です。医療費を支払った際には、支払った人別に領収書を保管・整理しておきましょう。また、受け取った保険金等がある場合は、その明細も一緒に保管しておくといいでしょう。

(2) 個人住民税の申告について

平成19年から住民税の税率が一律10%になり、多く人の場合住民税が増税になっています。ただし、所得税がその分減税になっています。

しかし、この制度変更には歪みがあります。歪みで損をする人もいます。そのために二つの手当てがなされています。

ただし、その手当てには別途次の申告が要件です。



住宅ローン控除の場合

所得税減税のため従前の控除予定額を引ききれなくなる場合があります。要するに、控除の既得権が奪われたということです。

これについては既得権喪失額を住民税側で控除することになりました。既得権喪失額とは、減税前の税率で計算したら控除できたはずの額との差です。この計算は簡単ではありませんが、市町村の用意する申告書に、源泉徴収票などをもとに記入すれば算出できるようになっています。

この申告は、平成20年以降の2～3月の時期に毎年市町村に行わなければなりません。

対象になり得る人は、平成11年から平成18年の間に住宅ローン控除の適用申告をしている人で、今回住宅ローン控除が全額なされていないのに控除後所得税がゼロの人です。



所得が激減した人の場合

多くの人の場合、平成18年分の所得に対する所得税は旧の低くなる前の所得税率で課税され、同じく平成18年分の所得に対する住民税は新しい高い住民税率で課税となっています。平成18年分の所得に対する税額だけをみると多くのケースで増税になっています。

ただし、年度間での所得が似ている場合には年度間の税負担は変わらないといえるので、これもやむなしと言えますが、年度間の所得に変動が生じている人の場合には、増税感を持つことになりそうです。

それで、平成18年末や19年初めの時期に退職や廃業したことにより、平成19年分所得が基礎控除以下のような人については、「18年所得に係る19年住民税は旧税率にて計算しなおす」という手当てがあります。ただしこれも、平成20年7月中に申告しなければ適用になりませんのでご注意ください。

One Point

消費税と印紙税について

消費税は、単純に言えば、財・サービスの消費に対して課される税金であり、一方、印紙税は、日常の経済取引に関して作成される各種の文書のうち、一定の要件を満たした文書に対して課される税金です。

この意味で両者には共通点はありません。

しかし、消費税の課税対象は、国内において行なった課税資産の譲渡等(財・サービスの消費)であり(法的な表現として厳密ではありませんが)、一方、印紙税の課税対象は、文書ですが、当該文書の作成が日本国内で作成されていなければ、課税はできません。両者の共通点は、国境を越えて課税できない点(属地主義)であります。

(1) 輸出免税の適用と契約書

外国企業(税法上の用語では非居住者)と役務提供契約(役務提供地は国外)を締結し、契約書に明示された対価を当該外国企業から受領した場合、国内の事業者にとっては、当該対価は輸出免税の対象となって消費税の課税が免除されます。

そこで、税務調査時に、この輸出免税があったときは、税務署はその事実を確認するために、契約書等の書類の提示を要求します。

(2) 契約書はどこで作成されたか

税務職員は、消費税における輸出免税適用の適法性について当該契約書で確認した後、「この契約書はどこで作成されましたか」との問いに、一瞬、戸惑いもありますが、ここは冷静に対処しなければなりません。契約書が何処で作成されたのが重要なのです。安易に「国内で作成しました」と言ってしまえば、「印紙税納付」の漏れとの指摘を受けますので、契約書作成の事実関係を確認して返答すべきでしょう。

契約書は、双方の意思の合致ですので、双方の署名押印等が必要です。

意思の合致が成立するのは、契約書に最後の者が署名押印したときです。したがって、最後の署名押印者が国外であれば、課税文書の作成された場所は国外になり、印紙税の適用はないことになります。



再点検！訪問時間のマナー

他社を訪問する際、約束の時間に遅れるのは論外ですが、その間に悩むことがあります。相手が早く来た場合、時間まで待たせるのは失礼に当たのでしょうか。さらに、不測の事態でどうしても遅れる場合、連絡のタイミングはいつ頃がいいのでしょうか。



1.早すぎたら待つ

人によって差があるのが時間の感じ方です。一般的な常識としては、「午前10時の約束なら、10時ちょうどに打ち合わせが始められるようにするのが原則」といわれます。逆算すると受付を訪れるのはその約10分前。それ以上早く着いてしまった場合は、外で待ちましょう。会社の周囲を眺めれば、雑談のきっかけが見つかるかもしれません。

2.メドがついたら連絡

交通事情で遅れる場合は、到着時間のメドがついた段階で連絡しましょう。待つ身にとってどれくらい遅れるかが分からないのが一番困るからです。それでも最低限、約束時間の15分前には連絡を入れることが望ましいといえます。

何分までの遅刻が許されるかは、相手に判断を委ねるのが原則ですが、まずは遅刻を謝り、理由を話しましょう。その上で、「ぜひお会いしたいので20分ほどお待ちいただけませんか」「時に出直してもよろしいでしょうか」などの代案をあげ、了解を得ます。

「また別の機会に」など勝手にキャンセルするのは失礼です。会いたいという熱意はしっかり見せるべきでしょう。

3.すぐ本題が原則

訪問を受ける側は、滞在時間が短いほどありがたいのが本音といいますが、営業なら30分程度が一般的でしょう。本来はアポイントを入れる際に、所要時間も伝えるべきでしょうし、そのようにすればムダな雑談時間も減らせるのではないのでしょうか。

訪問を受ける側のマナーですが、辞去を切り出すのは、訪問した側からです。訪問を受けた側が「そろそろ」というのでは相手に恥をかかせてしまいます。訪問後に別の予定がある場合は、最初にその旨を伝えておきましょう。

相手が訪問時間前に来たときは、約束の時間まで待たせるのは構いませんが、その際は、「時間までお待ちください」と一言添えるなどの対応が必要です。

4. あいまいな言葉に注意

2006年にシチズン時計がビジネスパーソン400人に行った調査の結果、「朝イチ」とは何時かという問いに、20代は「7時36分」、40代は「8時6分」と回答し、30分もの差がありました。

このような結果を踏まえ、「朝イチ」「午後イチ」などのあいまいな言葉は使用しないことをお勧めします。

年代や業種によって時間感覚はかなり異なってきてはいますが、時間は経営資源であるという意識をもって行動することが必要です。

(参考:日本経済新聞)

～ピンチをチャンスに変える5つのキーワード～

<p>謝罪(まずは謝る) 「貴重なお時間をお待たせして本当に申し訳ございません」</p>
<p>理由(遅れる理由をきちんとという。ウソはNG) ・「電車が遅れておりました」 ・「私の不手際で、勘違いして手帳に時間をメモしておりました」</p>
<p>代案(会いたいという強い気持ちはきちんと伝える) ・「できましたらぜひお目にかかりたいと思っております。15時15分過ぎには到着できますが」 ・「16時でしたらお伺いできるのですが、出直してもよろしいでしょうか」</p>
<p>了承(必ず相手の了承を得る) 「ご都合のほど、いかがでしょうか」</p>
<p>お礼(相手が了承してくれた場合、心からお礼を) 「お忙しいなか本当に感謝いたします。どうもありがとうございます」</p>

ASAKからのお知らせ

来月号はお休みです！

次号のInsight Review (Vol. 32)は、業務上の都合により1ヶ月のお休みをいただき、平成20年4月1日の発行を予定しています。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

頭の体操

ある学校の入学試験で、受験生360人のうち108人が合格しました。合格者の平均点は不合格者の平均点より30点高く、受験者全員の平均点は58点でした。不合格者だけの平均点は何点ですか。

(東京出版「秘伝の算数」より)

回答はP. 7の下部にあります



「基礎から学ぶ投資信託」～ キャリアと資産運用は両論

フィデリティ投信が行った「退職後の生活資金に関する意識調査」によると、将来に備えて生活資金の目標を具体的に設定している人の割合は5人に1人という結果となっています。やはり「年功序列賃金」「終身雇用」に象徴される我が国の雇用慣行の下では、老後資金の多くを退職金や公的年金などでカバーすることが国民生活上の不文律となり、その支給額に見合った生活が送れたらいいということなのでしょう。しかし、現状では政府の膨大な国債残高に加えて、公的年金基金の杜撰な管理・運用や少子高齢化などの影響で、今後保険料はますます引き上げられるでしょうし、数十年後の年金給付額は現行水準に対してどの程度まで目減りしているか不安要因は増幅するばかりです。

こうした将来の社会保障や経済環境が不透明な今こそ、少しでも早く資産形成を始めることが重要ではないでしょうか。



この資産形成に当たって、20代と定年退職を控えた50代の差である「時間」という概念は、単に年齢の差という意味での「時間」ではありません。資産を運用するために必要な要素は、「元本」「利回り」「期間」の3つとなります。

これらの要素は相互に関連し合っていて、同じ目標額を達成するのであれば、運用期間が長ければ長いほど、利回りは低くてすみます。また同じ利回りなら、運用期間が長いほど毎月の積立額は少なくてすみます。

このことを簡単にまとめると、以下のようになります。

- (1) 同じ積立額なら、**運用期間が長ければ長いほど**、利回りは低くてすむ。
- (2) 同じ利回りなら、**運用期間が長ければ長いほど**、積立額は少なくてすむ。
- (3) 同じ積立額と利回りなら、**運用期間が長ければ長いほど**、運用結果は大きくなる。

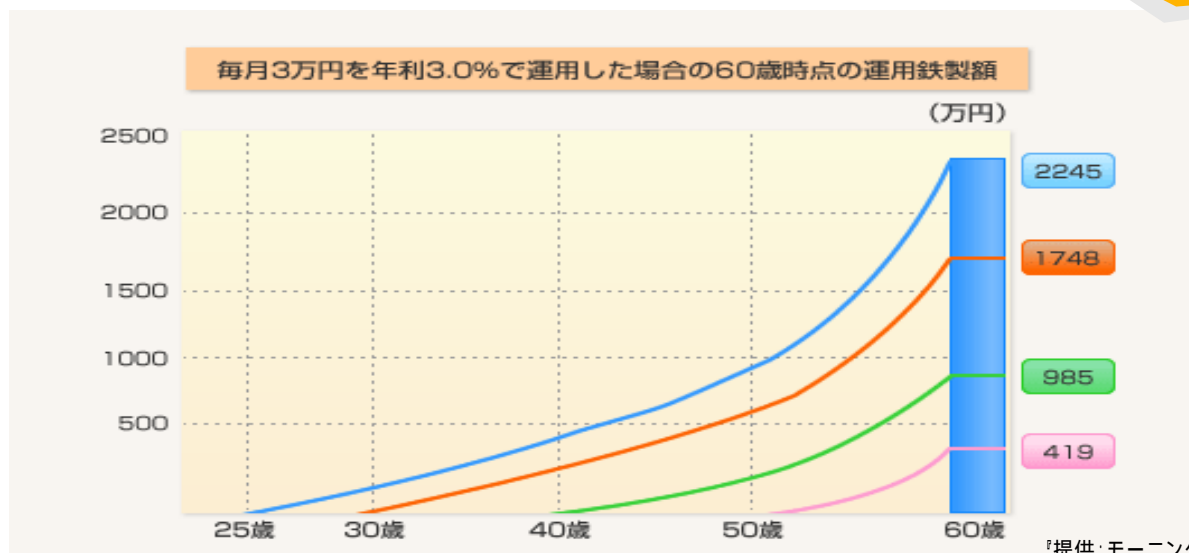
時間に優る運用効果はない

例えば資産運用を50歳から始めて、退職までの10年間に毎月3万円の積立で3,000万円貯めることを目標とすると、年3.4%というかなり高い運用利回りが必要になってきます。これが40歳からの20年間で考えると、運用利回りは1.2%、30歳からの30年間では6%と、必要とされる運用利回りはかなり低くなります。もっと早く25歳から運用を始めると、期間は35年にもなり必要とされる運用利回りは4.5%で目標額に到達することになります。(下図参照)

50歳から予定利回り3.4%で10年間も運用するという事は、プロの運用者でも絶望的な(?)利回りです。むしろ短期であれば相場が一時的に上がると、30%、40%という収益率が実現することもあります。長期で高い利回りを維持することは至難です。その時点で株価を予測して収益率を高めることができれば、誰もが投資で億万長者になれるでしょう。

その上、50代のように退職までの限られた期間で無理に高い利回りを達成しようとする、つい高いリスクの商品に手を出したり、もしくはギャンブル的に短期の売りや買いに走り、大きな損失を被って老後の大切な資産を減らしてしまうことになりがちです。

運用する期間が長くなる、つまり若い時期から運用を始めをおすすめするのは、利回り、積立額が同じであっても、「時間」を味方にすれば運用結果は大きくなるということに他ならないからです。



『提供：モーニングスター(株)』

マクドナルドに残業代請求～管理監督職とは

日本マクドナルドの店長が「権限のない店長を管理職扱いし、残業代を支払わないのは不当」として、2年分の未払い残業代約517万円や慰謝料など計約1350万円の支払いを求めた訴訟の判決で、東京地裁は1月28日、残業代約503万円など計約755万円を支払うよう同社に命じました。同社は控訴する方針です。

経営者と一体的で、残業代の支払い義務がない「管理監督者」に当たるかどうか争点で、裁判官は、直営店店長の職務内容や権限、責任を具体的に検討。「店長には、経営者と一体的立場といえる重要な職務と権限はなく、労働時間の裁量もない」などとして、管理職には当たらないと判断しました。

原告側の弁護士によると、外食産業チェーン店の店長への残業代不払いをめぐる同様の問題は多いとされていますが、大企業のケースでの判決は初めて。日本マクドナルドの直営店店長も約1700人に上り、大きな影響を与えそうです。

判決理由で裁判官は「一部店長は部下の年収を下回り、待遇も不十分。職務内容、権限や責任、待遇の観点から店長は管理監督者に当たらない」と指摘しました。



それでは、どのようなケースなら管理監督職と認められるのでしょうか。

労働基準法第41条では、「監督若しくは管理の地位にあるもの(いわゆる「管理監督者」)」について、労働時間、休憩および休日に関する規定の適用の除外を認めていますから、管理監督者に労基法上の時間外割増・休日割増賃金の支払いは不要です。ただ、「管理職」イコール「管理監督者」といえるかという点、必ずしもそうではありません。

管理監督者の範囲(行政通達)

- ・経営と一体的な立場にある者の意であり
- ・これに該当するかどうかは、名称にとらわれず
- ・その職務と職責、勤務態様、その地位にふさわしい待遇がなされているか否か等、実態に照らして判断すべき

…具体的には、

- ・経営方針の決定に参画したまたは労務管理上の指揮権限を有しているか
- ・出退勤について厳格な規制を受けず自己の勤務時間について自由裁量を有する地位にあるか否か
- ・職務の重要性に見合う十分な役付手当等が支給されているか否か
- ・賞与について一般労働者に比べて優遇措置が講じられているか否か

等が判断のポイントになります。

各社の実態としては「課長」以上を管理監督者として扱っている例が多いようですが、必ずしも、法的に妥当でない場合もあります。



<課長について管理監督者でないとした裁判例>

関西事務センター事件(平11.6.25 大阪地判)

「監督管理者とは、従業員の労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的立場にある者をいうと解すべきところ、課長に就任したことによって原告が従業員の労務管理等について何らかの権限を与えられたとの主張立証はなく、役職手当が支給されたり(中略)多少の優遇措置が採られるようになったことは認められるものの、これらのみでは、原告が右監督管理者に該当するとはいい難い」

サンド事件(昭58.7.12 大阪地判)

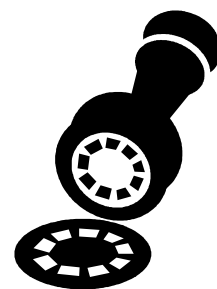
「原告は、被告課長に昇進後は、被告大阪工場内の人事等にも関与したが、独自の決定権を有していたものではなく、上司を補佐し、上司から与えられた仕事をこなしていた域を出ないものであって、被告の重要事項についての決定権限はなかったこと(中略)その職務内容(質及び量)・給料・勤務時間の取扱等について、右課長昇進前後でほとんど差異がなかった」のだから、「労働基準法四一条二号所定の管理監督者には該当しない」

不払い残業代の消滅時効

残業したのに支払われていない残業代は本来、その総額が返還されるべきです。

しかし現在、労働基準法では第115条で「この法律の規定による賃金(退職手当を除く。)、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する。」となっており、不払い残業代も賃金の一部である以上、この規定に制約され、請求時からさかのぼって2年間に限って請求できることになっています。

「署名・記名・押印」のポイント



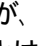
1. 署名・記名・押印とは

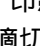
- ・署名・・・書面に自分の氏名を手書きすること
- ・記名・・・ゴム印、印刷、代書など、署名以外の方法で氏名、名称を記載すること
- ・押印・・・印を押すこと。捺印ともいう。

2. 印の種類

実印(代表社印)	本店所在地の法務局に登録した印。法律による規定はないが、丸い印が多い。印の文字は「株式会社代表取締役之印」などとされる。1辺が1cm超3cm以内の正方形に収まるもの
銀行印	銀行などの金融機関との取引を行う際に届け出た印。預金の引き出しや小切手の振り出しなどの際に使用する。
角印	契約書・請求書・領収書などに確認のために押印される四角い印鑑。印の文字は「株式会社之印」などとされる。

3. 押印する場所

法律上はなんら制限はありません。右図のいずれの押印の仕方でも差し支えありませんが、のような押印ですと、記名と押印のつながりが曖昧で、場合によっては「記名・押印」とはみなされないことも考えられます。

印影を明らかにするという意味では、氏名のあとにわかりやすく のように押印するのが適切でしょう。印影の照合が必要な場合などは、特にそう考えられます。

日本太郎
日本太郎
日本太郎
日本太郎

4. 諸外国での印鑑の取り扱い

基本的に外国には、日本と異なり、取引上、押印の習慣はありません。韓国のように印鑑登録制度がある国もありますが、基本的には外国は「サイン」です。

なお、日本国内の手続きで、日本人であれば実印+印鑑証明書が必要な場合でも、外国人であればサイン+領事館等の署名証明(サイン証明)で手続きを行うことができます。また、外国人であっても外国人登録原票に登録すると、日本で印鑑登録をすることができます。

(参考:企業実務1月号)

2月度の税務スケジュール

内 容	期 限
1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 2月12日(火)
12月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申 告 期 限 2月29日(金)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 2月29日(金)
法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 2月29日(金)
6月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申 告 期 限 2月29日(金)
消費税の年税額が400万円超の3月・6月・9月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 2月29日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 (10月決算法人は2ヶ月分)	申 告 期 限 2月29日(金)
固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付	納 期 限 2月中で市町村の条例で定める日

今月の名言録

働き方のくふう

額に汗して働く姿は尊い。だがいつまでも額に汗して働くのは知恵のない話である。それは東海道を、汽車にも乗らず、やはり昔と同じようにテクテク歩いている姿に等しい。東海道五十三次も徒歩から駕籠へ、駕籠から汽車へ、そして汽車から飛行機へと、日を追って進みつつある。それは、日とともに、人の額の汗が少なくなる姿である。そしてそこに、人間生活の進歩の跡が見られるのではあるまいか。



人より一時間、よけいに働くことは尊い。努力である。勤勉である。だが、今までよりも一時間少なく働いて、今まで以上の成果をあげることも、また尊い。そこに人間の働き方の進歩があるのではなからうか。

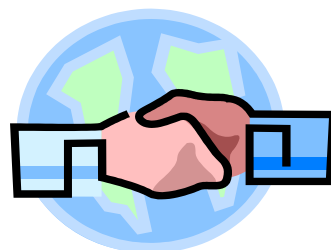
それは創意がなくてはできない。くふうがなくてはできない。働くことは尊いが、その働きにくふうがほしいのである。創意がほしいのである。額に汗することを称えるのもいいが、額に汗のない涼しい姿も称えるべきであろう。怠けるというのではない。楽をするくふうをしるというのである。楽々と働いて、なおすばらしい成果があげられる働き方を、おたがいにもっとくふうしたいというのである。そこから社会の繁栄も生まれてくるであろう。

(「道をひらく」 松下幸之助著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
近藤 裕美

